

練馬区障害者計画(一部改定)・第五期障害福祉計画・  
第一期障害児福祉計画(素案)  
に寄せられた意見と区の考え方について

平成30年3月

練馬区

練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 1 月 19 日（金）

(2) 周知方法

- ① ねりま区報（12 月 11 日号）
- ② 区ホームページへの掲載
- ③ 区民事務所（練馬を除く）、図書館、総合福祉事務所（練馬を除く）、保健相談所、障害者地域生活支援センター、区民情報ひろば、障害者施策推進課での閲覧

2 意見件数

41 件（7 名、8 団体）

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	6
○ 素案に趣旨を反映しているもの	15
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	1
△ 事業実施等の際に検討するもの	15
※ 趣旨を反映できないもの	1
— その他、上記以外のもの	3
合 計	41

4 寄せられた意見と区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
第2章 基本理念と計画の構成			
1	<p>平成 18 年に施行された障害者自立支援法では、目的に「障害者等が自立した生活を営むことができるよう支援する」と記載されているが、平成 25 年に施行された障害者総合支援法では、「障害の有無に関わらず個人として尊重される」と記載されている。</p> <p>障害者計画の基本理念に「自立」という言葉が使われているのは、障害者自立支援法成立時の言葉が残っているように思う。障害者総合支援法の目的に沿った他の表現の方が良いのではないか。</p> <p>今回できなければ次期の障害者計画の策定時に検討してほしい。</p>	<p>障害者計画では自立の定義を、経済的な自立などの限定された意味ではなく、自分らしい生き方を実現することなど、広い意味でとらえています。</p> <p>今回の障害者計画は一部改定のため、基本理念の見直しは予定していません。次期障害者計画の策定時に検討を行います。</p>	△
第3章 施策1 ケアマネジメント体制の強化			
2	<p>65 歳になり、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、介護保険サービスの利用者負担が重荷になる。これを軽減する仕組みを構築してほしい。</p> <p>また、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際、ケアマネージャー等の変更があっても障害福祉と介護保険のサービスを円滑に利用できるようにしてほしい。</p>	<p>平成 30 年の障害者総合支援法改正により、65 歳までに長期間サービスを利用していた等の障害者に対して、介護保険の利用者負担を軽減する仕組みが予定されています。また、障害者が高齢になっても同一事業所でサービスを受けやすくなる「共生型サービス」の創設も予定されています。</p> <p>法改正を踏まえて、ケアマネジャー事業所である居宅介護支援事業者(介護保険)と特定相談支援事業者(障害福祉)との連携支援を進めます。</p>	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
第3章 施策2 暮らしを支える介護・援助の充実について			
3	<p>医療的ケアが必要な者も安心して利用できる環境の短期入所の整備をお願いしたい。</p> <p>「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」にある区内病院（光が丘病院）と連携し、病院において重症心身障害児者が利用できる体制（短期入所）が整備されることが望まれる。（同様1件）</p>	<p>NICU を退院したお子さんが、その後自宅で安心して生活していくためには、区内に一時入院できる医療機関が必要です。区では練馬光が丘病院に事業委託し、おおむね15歳までのお子さんが入院できる体制を確保しています。</p> <p>年齢にかかわらず医療的ケアが必要な方を安全に受け入れることができる短期入所またはその実施体制について、区内で整備が可能か検討していきます。</p>	△
4	<p>終の棲家となる介護事業所が倒産したり経営不振になった場合でも、利用者に影響がでないよう、事業者へのバックアップ体制を検討してほしい。</p>	<p>介護人材育成・研修センターおよび障害福祉人材育成・研修センターにおける研修や技術指導、区の実地指導や集団指導等により、事業者を支援し、区民が安心して利用できる環境を整えていきます。</p>	○
第3章 施策5 障害者の就労を推進			
5	<p>障害者にとって就労は大きな問題である。区や外郭団体、区内企業の障害者雇用の実態を明らかにしたうえで、各企業への指導、求人活動への支援など障害者の就労を推進する必要がある。</p>	<p>区では、ハローワーク等を通じて区内企業の雇用を把握したうえで障害者雇用の拡大に努めています。</p> <p>引き続き関係機関と連携し、職場体験や実習を通して就労を支援するとともに、企業の戸別訪問やセミナー開催による、障害者雇用の周知と就労の場の開拓に努めていきます。</p>	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
第3章 施策7 権利擁護の推進／施策9 保健・医療体制の充実			
6	<p>①多くの障害者虐待の事例では、虐待が組織的、閉鎖的な場で行われるため障害者虐待防止法は全く無力であること、②昨年起きた精神障害者への監禁事件について、そこに至った要因や保健・医療・福祉につながらず家族が抱え込んでしまったことを考慮して、区の精神保健医療福祉の見直しを行ってほしい。</p>	<p>区民や事業所職員を対象とした障害者虐待の防止をテーマにした研修など、障害者への理解を深めるとともに虐待に関する意識を高めるための取組を進めます。</p> <p>また、医療や福祉サービスを受けていない精神障害者への訪問支援を充実させるとともに、ご家族の介護負担の軽減に取り組むなど施策の充実を図ります。</p>	○
第3章 施策8 安全・安心な暮らしの支援			
7	<p>事業者と協力して、区内の駅のホームにホームドアを設置してほしい。</p>	<p>ホームドアの整備は、国と鉄道事業者で構成する「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」において、利用者10万人以上の駅を優先的に整備することとしています。</p> <p>区では、平成30年度より、一日の乗降客が10万人を超える西武池袋線練馬駅において鉄道事業者が実施するホームドア整備に対し補助を行い、駅ホームの安全対策を進めてまいります。</p>	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
第4章 主な実施事業 1 重点事業（アクションプラン）			
8	医療や福祉サービスを利用していない精神障害者に対する「サービス等利用計画」の利用促進策を検討してほしい。	利用できる制度やサービスがわからなくて利用できていない方のために、各種制度やサービスの情報提供に努めるとともに、訪問支援事業を充実するなど生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化します。	○
9	都用地を活用したグループホームの整備について、併設の短期入所には、緊急時に対応できるよう枠を確保してほしい。（同様1件）	都用地を活用して整備を予定している短期入所は、居住を支援する機能である地域生活支援拠点の緊急時の受入れなどの事業の実施を想定しています。	○
10	重度障害者のグループホームの計画があることは心強く思う。グループホームの近くに、日常的な診察や薬の処方、緊急時に対応してくれる病院を確保すること、訪問看護ステーションとの連携をとりつつ、常に状態を把握できる常駐看護師を確保することが必要ではないかと思う。医療への対応と看護師の常駐について、具体的な計画の際にご検討いただきたい。	<p>重度障害者向けのグループホームの整備および運営は、事業者の提案や入居者の障害の状況を踏まえた対応が必要です。</p> <p>安心してご利用いただけるよう、緊急時の対応を含めた医療機関等との連携や看護師の常駐の確保については、選定された事業者と協議します。</p>	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
11	重度障害者グループホーム(都 有地活用)を整備するに当たり、 地域住民への説明・関わり方等 について教えてほしい。	近隣住民の中には、どのような 障害のある方が入居するのか、ど のような施設なのかイメージがわ かないために、不安に思う方もい るようです。 整備予定地は住宅地にあり、 商店街や学校も近くにあります。 利用者が地域の一員として生活 していけるように、町会に加入す るなど周囲との良好な関係を築 きながら、地域とつながりを持っ て運営していく必要があると考 えています。	○
12	重度障害者グループホーム(都 有地活用)に入居する場合、通 所先の福祉園に送迎してもら うことは可能か。送迎をグル ープホームが行うことはでき るか。 (同様1件)	入居者の通所先への送迎の有 無については、整備事業者の判 断となります。 区立通所施設の利用者が入居 する場合の送迎については、個 別に相談させていただきます。	△
13	重度障害者に対応したグル ープホームの整備数について、 27室程度の根拠を示してほ しい。 (同様1件)	整備数については、平成28年 度に実施した障害者の住まい方 に関する調査の結果および民間 事業者の整備予定等を踏ま えて計画期間での整備数を算 定しています。	○
14	重度障害者に対応したグル ープホームについて、入居を 想定している重度障害者につ いて教えてほしい。(同様1 件)	対象は、食事、入浴、排せつ などに関して介護が必要な障 害支援区分5、6程度の方と 区分4の一部の方を想定して います。	○

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	北町と石神井町に開設する予定の重度障害者に対応したグループホームについて、障害の種類や程度による入居者条件の違い等はあるのか教えてほしい。	グループホームは、事業者と利用者の契約に基づき利用していただくことになります。 対象は、障害支援区分5、6程度の方と区分4の一部の方を想定しています。	○
16	「生活介護」の場の確保として福祉園の整備が記されているが、医療的ケアが必要な者も利用できるようにお願いしたい。ただし民設・民営方式となることから、区の責任において、安全に安心して利用できる体制を整備してほしい。	高野台運動場用地への福祉園の誘致において、医療的ケアが必要な重症心身障害者が通所できる事業を整備します。その際、通所される方が安全かつ安心して利用できる体制になるよう、整備事業者と協議します。	◎
17	医療的ケアが必要な方が通所できるのは現在3か所のみであり、特別支援学校在校生の保護者は、医療的ケアが必要な児童の卒業後の通所先が確保できるのか、不安を感じている。医療的ケアが必要な方も受け入れていただける福祉園の整備をお願いしたい。(同様2件)	障害者計画(一部改定)の「障害者施策の課題」(P12)、「施策2 暮らしを支える介護・援助の充実」(P21)に追記します。	◎
18	高野台運動場用地における福祉園整備の際には、通所時間内に入浴サービスが受けられる施設にしてほしい。	在宅生活において、入浴サービスが重要であることは認識しています。ご要望を整備事業者に伝えます。	△
19	高野台運動場用地における福祉園の整備について、施設整備やサービスに関する要望が反映されるよう、協議の場の設置や意見集約に関するプロジェクトの立ち上げについて検討できないか。	高野台運動場用地に整備する生活介護事業所(福祉園)について、福祉園等を利用している方へ整備等に関するアンケートを実施します。 いただいたご意見は、整備事業者へ情報提供します。	○



番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	区立福祉園の送迎バスについて、路線の複雑化、乗車時間の長時間化を解消する必要がある。高野台運動用地において福祉園を整備するタイミングで、在園者を含めた移籍等の対応について、明確に示すべきなのではないか。	障害の重度化や災害時の対応等を考慮し、近隣の福祉園へ通所できるよう入所調整等において配慮しています。 高野台運動場用地に施設を整備する際は、在園者の通所の状況を踏まえて、対応を検討していきます。	△
第5章 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画 2 第五期障害福祉計画			
21	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議と地域生活支援拠点の整備を関連づけて検討してほしい。精神障害者に対応する病院もケアシステムの一部にしてほしい。	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活をするように、障害福祉、保健、医療、介護、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を予定しています。 地域生活支援拠点も含めたケアシステムを検討していきます。	△
22	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討では障害の福祉部だけでなく、保健所の健康部とも連携したケアシステムを目指してほしい。	保健相談所は身近な相談窓口として精神障害者の地域生活を支援しています。 第五期障害福祉計画の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の説明(P44)に「保健」を追記します。	◎
23	国の地域生活支援拠点のイメージ図では、「緊急時の対応」が困ったときの「何でもダイヤル」のように見えるが、すべてに対応するのでは事業所が疲弊する。 地域生活支援拠点ではどこまでが行政側の対応でどこからが運営側の対応になるのかはっきりしてほしい。	地域生活支援拠点における緊急時の対応は、介護者の急病等による介護者不在となった障害者への支援を想定しています。 区は、地域生活支援拠点の整備に当たり、自立支援協議会を活用した拠点の機能の検討や地域資源の連携強化、拠点の機能の運営の評価に取り組みます。	△

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
24	虐待対応ダイヤルは専門職が24時間電話対応をしている。地域生活支援拠点の「緊急時の対応」について、虐待の対応をしている専門職が最初に電話に出て、対応先につなげる方法がよいのではないかと。	虐待対応ダイヤルは虐待に関する24時間常時の対応が必要なためコールセンターで対応しています。介護者の急病等による介護者不在となった障害者の緊急時の受入れ・対応と兼務をすることは困難と考えます。	※
25	親族の葬儀等、緊急時に医療的ケアが必要な者に対応できる短期入所があるとよい。 計画素案では、地域生活支援拠点において、相談機関とグループホーム等の連携により緊急時の支援体制を整備すると掲載されている。ニーズは大変多いと思う。実現を期待する。	医療的ケアが必要な方を安全に受け入れることができる短期入所またはその実施体制について、区内で整備が可能か検討していきます。 障害者地域生活支援センターと障害者グループホームが連携して担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の充実を図ります。	△
26	地域生活支援拠点で夜間に精神障害者を受け入れることは厳しいのではないかと。病院との連携を検討してほしい。	地域生活支援拠点の機能の中で、特に精神科医療機関とどのような形で連携できるか検討しています。	△
27	地域生活支援拠点は練馬区全域で2か所では足りなくなるのではないかと。	地域生活支援拠点の運用状況をふまえ、自立支援協議会等で検討していきます。	△
28	就労定着支援事業の見込み人数が一事業所程度のようなのだが、就労者の数から考えると追いつかないのではないかと。事業所を増やしてほしい。	就労定着支援事業は、今後重要だと考えています。区内事業者に対し事業の周知を図り、必要数が充足できるよう事業所を増やしていきます。	△
第5章 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画			
3 第一期障害児福祉計画			
29	医療的ケア児支援のための協議の場について、当事者の家族も出席し、利用者の立場からの意見も取り入れられる協議の場としてほしい。	ご家族のご意見は重要と考えており、協議の場には、当事者ご家族にご出席いただくことを予定しています。第一期障害児福祉計画の「医療的ケア児支援のための協議の場」(P48)に追記します。	◎

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
30	<p>知的障害は重度ではないが、医療的ケアが必要な子どもが通所できる施設を充実させてほしい。</p>	<p>心身障害者福祉センターの一部スペースを活用し、重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児の発達支援のための児童発達支援事業所を開設する予定です。</p> <p>また、区立保育園や学校・学童クラブにおいて、たんの吸引・経管栄養・導尿の医療的ケアを安全に実施できる児童を対象に医療的ケアを実施します。</p>	○
31	<p>障害児が、保育園、幼稚園にどれだけ入園しているのか、健常児と一緒に入園を進めているのか、教えてほしい。</p>	<p>平成29年4月1日現在、区立保育園に179人、私立保育園に89人、5月1日現在区立幼稚園に63人、私立幼稚園に72人の障害児が在籍しています。</p> <p>保育園、幼稚園における障害児保育は、障害の特性を十分配慮しつつ、健常児との統合保育により行っています。</p>	□
その他			
32	<p>知的障害者が入院する場合、受け入れ先が少ないことに加え、付き添いが必要なことや声を出してしまうなどの点から、個室を勧められることが多く、費用の面でも厳しい。</p> <p>光が丘病院の移転の際には、安心して入院できる部屋の確保と個室料の免除をお願いしたい。</p>	<p>練馬光が丘病院は、区と運営主体である公益社団法人地域医療振興協会が協定を結び、区の中核的病院として運営をしています。光が丘病院への入院に係るご意見ですので、運営主体にもお伝えします。</p> <p>区では、障害の理解を深めるため医療関係者等に対して研修を実施するなど、障害のある方が身近な地域で適切な医療を受診しやすいよう取り組んでいます。</p> <p>なお、現在、障害者のみが入院できる部屋の確保や個室料の補助等は予定していません。</p>	—

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
33	<p>現在、医療的ケアが必要な者は、福祉園への通所日数が制限されており、この先ますます減らされるのではないかと不安。希望する者は週5日の通所ができるようにしてほしい。</p>	<p>福祉園等における医療的ケアを必要とする方の通所日数につきましては、通所を希望する方のニーズや特別支援学校の在校生の動向等を踏まえ、総合的に検討していきます。</p>	△
34	<p>高齢の障害者と同居する家族の介護負担も考慮してほしい。</p> <p>介護保険以外にも、家族による介護労働に対する対価を組み入れる仕組みを検討していただきたい。</p>	<p>介護家族を支援するため、地域包括支援センターで、介護負担の軽減につながるサービスを案内しています。介護労働に対し、直接給付をすることは困難ですが、介護家族の学習・交流会や家族介護教室の開催、「介護なんでも電話相談」等を通じ、引き続き介護者の負担軽減につながる取組を進めます。</p>	—